



宮 崎 県 公 報

令和4年7月11日 (月曜日) 第 322 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正…………… (水産政策課) 1

公 告

頁

- 県立自然公園の公園事業の廃止及び変更…………… (自然環境課) 2
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …………… (“) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 3
- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 4

告 示

宮崎県告示第 450号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和4年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
天野 夢子	藤元総合病院	都城市	リハビリテーション科	令和4年7月1日
荒木 紀匡	藤元総合病院	都城市	消化器内科	令和4年7月1日

竹内 彰教	藤元総合病院	都城市	消化器内科	令和4年7月1日
藤田 貢司	藤元総合病院	都城市	整形外科	令和4年7月1日
小笠原 奈月	宮崎県立日南病院	日南市	脳神経外科	令和4年7月1日
竹内 貴哉	都城市郡医師会病院	都城市	循環器内科	令和4年7月1日
原尾 拓朗	宮崎県済生会 日向病院	門川町	小児科	令和4年7月1日

宮崎県告示第 451号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定 (平成14年宮崎県告示 427号) の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和4年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
島浦町 加入区	[略]	1 小型はえ縄等漁業 (総トン数10トン未満の漁船により、浮きはえ縄を使用して、又は釣りによって、主としてまぐろ又はかじきをとることを目的とする漁	島浦町 加入区	[略]	1 総トン数20トン未満の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、中型まき網漁業及び大型定置漁業

		業をいう。以下同じ。) 、小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、浮きはえ縄を使用し、又は釣りによって、まぐろ又はかじきをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。) 及び大型定置漁業 2 中型まき網漁業及び小型まき網漁業 3 小型定置漁業 4 小型漁船漁業であって1及び2に掲げる漁業以外のもの			
[略]			[略]		
庵川加入区	[略]	1 小型まき網漁業及び小型まぐろ漁業 2・3 [略]	庵川加入区	[略]	1 小型まき網漁業及び小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、浮きはえ縄を使用し、又は釣りによって、まぐろ又はかじきをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。) 2・3 [略]
門川加入区	[略]	1・2 [略] 3 小型はえ縄等漁業 4・5 [略]	門川加入区	[略]	1・2 [略] 3 小型はえ縄等漁業 (総トン数10トン未満の漁船により、浮きはえ縄を使用して、又は釣りによって、主としてまぐろ又はかじきをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。) 4・5 [略]
[略]			[略]		
外浦加入区	[略]	1 大型かつお漁業 2 小型かつお漁業、大型定置漁業及び小型まぐろ漁業 3 小型定置漁業 4 小型漁船漁業	外浦加入区	[略]	1 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの及び大型定置漁業
[略]			[略]		

公 告

宮崎県立自然公園条例 (昭和36年宮崎県条例第12号) 第6条第2項の規定により廃止し、及び変更した県立自然公園に関する公園事業の概要は、次のとおりである。

この公園事業の位置を表示した図面は、宮崎県環境森林部自然環境課及び都城市役所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 廃止し、及び変更した県立自然公園
母智丘関之尾県立自然公園
- 2 廃止した公園事業
関之尾運動場事業

事業の種類 (名称)	関之尾運動場
------------	--------

事業地	都城市関之尾町
-----	---------

3 変更した公園事業

(1) 関之尾園地事業

事業内容	変更前	変更後
事業の種類 (名称)	関之尾園地	関之尾園地
事業地	都城市関之尾町	都城市関之尾町
施設の規模	31,000㎡	64,800㎡

(2) 関之尾野営場事業

事業内容	変更前	変更後
事業の種類 (名称)	関之尾野営場	関之尾野営場
事業地	都城市関之尾町	都城市関之尾町
施設の規模	11,000㎡	38,700㎡

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という

。)第8条第1項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ北高鍋店
児湯郡高鍋町大字北高鍋字大峯2616番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和4年5月27日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和4年7月11日から令和4年8月12日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)
。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スポーツポ都城店
都城市都北町5740番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和4年5月26日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和4年7月11日から令和4年8月12日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)
。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス都城早鈴店

都城市早鈴町1652番地1 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和4年5月26日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(3) 期間
令和4年7月11日から令和4年8月12日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高城東水陸土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	落 合 和 弘	都城市高城町大井手 782番地 1
理 事	大井手 正 信	都城市高城町大井手93番地 1
理 事	永 田 照 明	都城市高城町石山4096番地
理 事	中 竹 庄 市	都城市高城町穂満坊1757番地 2
理 事	宮 丸 勝 美	都城市高城町穂満坊3139番地
理 事	福 島 清 邦	都城市高城町穂満坊79番地
理 事	中 野 清 悟	都城市高城町大井手1472番地
理 事	梶 田 秀 男	都城市高城町大井手1530番地 4
理 事	穂之上 利 夫	都城市下水流町 389番地 2
監 事	亀 澤 俊 男	都城市高城町桜木1357番地
監 事	富 永 功	都城市高城町大井手1449番地 3
監 事	諏 訪 幸 雄	都城市高城町石山2708番地

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 元 久 男	都城市高城町穂満坊2995番地 2
理 事	藤 井 文 男	都城市高城町大井手1529番地口
理 事	永 田 照 明	都城市高城町石山4096番地
理 事	大井手 正 信	都城市高城町大井手93番地 1
理 事	福 島 清 邦	都城市高城町穂満坊79番地
理 事	落 合 和 弘	都城市高城町大井手 782番地 1
理 事	中 野 清 悟	都城市高城町大井手1472番地
理 事	宮 丸 勝 美	都城市高城町穂満坊3139番地
理 事	中 竹 庄 市	都城市高城町穂満坊1757番地 2
理 事	東 郷 廣 志	都城市下水流町 367番地 4
監 事	重 信 利 行	都城市高城町大井手1369番地 2
監 事	山 下 正 巳	都城市高城町穂満坊3062番地
監 事	亀 澤 俊 男	都城市高城町桜木1357番地

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 7 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
宮崎県小林市北西方
- 3 作業期間
令和 4 年 6 月 24 日から令和 5 年 3 月 31 日まで